

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2705号

平成27年9月8日火曜日 第2705号

◇ 目 次 ◇
告 示

<del>-</del>	15.7
福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定	(長寿介護課) 844
解除予定保安林	
構造計算適合性判定の委任(2件)	(建築住宅課) 844
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要	(中予地方局環境保全課) 845
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請	fの概要( ") 846
土地改良区役員の住所の変更の届出	(中予地方局農村整備第一課) 847
道路の区域変更(一般国道494号外)	(中予地方局久万高原土木事務所) 847
道路の供用開始( " )	( " ) 848
道路の供用開始(県道長浜中村線)	(南予地方局大洲土木事務所) 848
公	告
砂利採取業務主任者試験の実施	(土木管理課)848
選挙管理委員	員会告示
衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報	<b>&amp;告書の要旨の公表(選挙管理委員会) 848</b>
労働委員会	会告示
あっせん員候補者の公示	(労働委員会事務局) 850

#### \_ \_

## ○愛媛県告示第1113号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項第9号の規定により、次のとおり福祉用具専門相談員指定講習事業者を指定した。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

福祉用具専門相談員指定講習 事業者の名称又は氏名	福祉用具専門相談員指定講習 事業者の所在地又は住所	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二 丁目9番地	平成27年 8月5日

# ○愛媛県告示第1114号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 松山市北条辻1596の7
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 公園用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 松山市北条辻1596の7

- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 公園用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 松山市北条辻1596の7
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 公園用地とするため

## ○愛媛県告示第1115号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所日本建築検査機構株式会社東京都中央区日本橋三丁目13番11号
- 2 業務区域愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名称	事務所の所在地
構造判定部	東京都中央区日本橋三丁目15番 6 号松木ビル 3 階

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成27年8月31日
- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日 平成27年8月31日

#### ○愛媛県告示第1116号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所 株式会社グッド・アイズ建築検査機構 東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 2 業務区域 愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名称	事務所の所在地
新宿本店構造判 定室	東京都新宿区百人町二丁目16番15号

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成27年8月31日
- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日 平成27年8月31日

#### ○愛媛県告示第1117号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び 松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年9月8日

愛媛県中予保健所長 三 木 優 子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 ヤマキフーズ株式会社 伊予郡松前町大字大間235番地 代表取締役社長 木下孝幸
- 2 工場の名称及び所在地 ヤマキフーズ株式会社 伊予郡松前町大字大間235番地
- 3 特定施設に関する事項
- (1) 湯煮施設No.40

特	定	施	設	Ø	種	類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。)別表第 1 第 3 号
特	定	施	設	Ø	能	カ	1日当たり3 <i>7</i> 5トン

工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手後 1 カ月
使用開始の	予定年月日	完成の翌日
特定施設の個	使用時間間隔	断続
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	6~9時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	有り
特定施設から排出され	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量 (リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 320 最大 400
	浮遊物質量 (単位 1 リッミリ つきミリ ラム)	通常 16 最大 20
	室素含有量 (リットルに つきと) ラム)	通常 12 最大 15
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.4 最大 3.0
汚水等の1日	日当たりの量 ラメートル)	通常 6.6 最大 8.3

#### (2) 脱水施設 D

特定施設	段の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。)別表第1第3号 八脱水施設
特定施設	设 の 能 力	1時間当たり1 5~2 0㎡
工事の着手	予定年月日	
工事の完成	予定年月日	
使用開始の	予定年月日	許可後直ちに
特定施設の個	使用時間間隔	断続
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	8~12時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	有り
特定施設か 水素イオン 濃度(水素 ら排出され 指数)		通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
る汚水等の 化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)		通常 800 最大 1,000
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 160 最大 200

通常最大	32 40	
通常最大	6 D	
通常最大	2 <i>A</i> 3 0	
	最大	最大 40 通常 6.0 最大 8.0 通常 2.4

## 4 汚水等の処理施設に関する事項

4 汚水等の	処理施設に関す	「る事項			
設 置 年	▶ 月 日	平成19年 1 月18日			
処理施訓	段の種類	化学処理、生物処理及び物理化学処理			
処理施訓	段の型式	流動床式活性汚泥方式			
処理施設	设 の 構 造	鉄筋コンクリート製 地上設置型			
処理施設0	)主要寸法	縦 4.5メートル 横 42メートル 高さ 5.8メートル			
処理施訓	みの能力	1 日当たり270立方メートル処理			
汚水等の気	処理の方式	中和処理、活性汚泥処理及び凝集沈殿処 理			
処理施設の値	使用時間間隔	連続			
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間			
処理施設の使用 の概要	月の季節的変動	有 ()			
処理施設に	項 目	処理前 処理後			
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6			
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 600 通常 15 最大 800 最大 20			
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つさミリ ラム)	通常 400 通常 15 最大 500 最大 20			
	室素含 (単位 リット リッ ラム)	通常 50 通常 8 最大 60 最大 10			
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8 通常 1 最大 10 最大 1.5			
汚水等の1E (単位 立方	日当たりの量	通常 250 通常 250 最大 270 最大 270			
		ı l			

- 5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 並びに汚水等の1日当たりの量
  - (1) 第5排水口(合併浄化槽排水及び冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大	6
	化学的酸素 要求量(リットルにつき ミリグラム)	通常最大	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	
	室素含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	0 .1 0 .1
	日当たりの量	通常最大	309 411 3

#### (2) 第6排水口(排水処理水及び冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	6.0~8.0 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	
	浮遊物 (リッ リッ ション ラム)	通常最大	
	室素付 全 素 会 当 は し い い に う う し い こ に う こ し い に う こ こ に に に に に に に に に に に に に	通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	0 <i>4</i> 0 5
	日当たりの量 ラメートル)	通常最大	

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

# ○愛媛県告示第1118号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造 等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年9月8日

愛媛県中予保健所長 三 木 優 子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 ヤマキフーズ株式会社 伊予郡松前町大字大間235番地 代表取締役社長 木下孝幸 2 工場の名称及び所在地 ヤマキフーズ株式会社 伊予郡松前町大字大間235番地

3 特定施設の種類水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第3号イ、八、二及びホ

4 変更しようとする事項の内容 特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法 及び排出水の量の変更

5 特定施設に関する事項 脱水施設

	変 更 前	変  更	後
特定施設番号及 び名称	脱水施設B(5基で構成)	脱水施設 B (3基で構成)	脱水施設 D (2基で構 成)
汚水等の1日当 たりの量(単位 立方メートル)	通常 2.4 最大 3.0	通常 2.4 最大 3.0	通常 2.4 最大 3.0

6 汚水等の処理施設に関する事項 排水処理施設

变。	E 前	变	更後
処理前	処理後	処理前	処理後

汚水等の1日当	通常 241 .0	通常 241 .0	通常 250 .0	通常 250 .0
たりの量 (単位 立方メートル)	最大 258 .7	最大 258 .7	最大 270 .0	最大 270 .0

7 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 並びに汚水等の1日当たりの量

第6排水口(排水処理水及び冷却水)

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当 たりの量(単位 立方メートル)	通常 741.0 最大 908.7	通常 750 D 最大 920 D

備考 この他に、第5排水口(合併浄化槽排水及び冷却水)及び6箇所の雨水排水口がある。

### ○愛媛県告示第1119号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、石手川北部土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成27年9月8日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役	員の類	氏 名				住	所				
租	類			Т		变	更	前	变	変 更 後	
理	事	乗	松	政	文	松山市福地	角町	] 甲228番	松山市福地3	<b>角</b> 甲	丁甲228番

# ○愛媛県告示第1120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考	
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川43番から 同町東川1512番まで	IΒ	メートル 4.0~73.3	キロメートル 0.132		
,	.513	上浮穴郡久万高原町東川43番 1 地先から 同町東川1512番地先まで	新	4.0~93.3	0 .132		
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川43番から 同町東川1512番まで	IΒ	3 8~ 7 9	0 210	0 210	
	-	上浮穴郡久万高原町東川43番 1 地先から 同町東川1512番地先まで	新	3 8 ~ 13 .1	0 210		
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川4番2地先から	IΒ	10 9~41 2	0 .108	210	
		同町東川32番1地先まで	新	8 7~41 4	0 .108		
県道	     美川川内線	美川川内線     上浮穴郡久万高原町東川4番2地先から     旧 38~79 0.109       同町東川32番1地先まで     新 38~104 0.109		0 .109			
<b>水 년</b>	×711/11 3 m/s			3 8~10 4	0 .109		

## ○愛媛県告示第1121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
	一般国道		494号		上浮穴郡久万高		13番 1 地先/	から				平成27年9月8日
	一般国道		494号		上浮穴郡久万高		13番 1 地先/	から				II .
!	₹ 道	j	<b>美川川内</b>	線	上浮穴郡久万高		4 番 2 地先/	から				n .
ļ	₹ 道	身	美川川内:	線	上浮穴郡久万高		4番2地先7	から				11

#### ○愛媛県告示第1122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	長	浜中村	線	大洲市長浜町下	須戒甲642	番 4					平成27年9月8日

公 告

# 〇公 告

### 砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、 平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁会議室 (第一別館11階会議室)

- 2 試験の日時
  - 平成27年11月13日(金)10時
- 3 受験願書の提出期間

平成27年10月7日(水)から16日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方 局建設部若しくは土木事務所

# 選挙管理委員会告示

#### ○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。 平成27年9月8日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 篠 健

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成26年12月14日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

 平成27年9月8日

 愛媛県第2区
 25 061 800円

 3 報告書の要旨
 (1) 愛媛県第2区

 候補者氏名
 村上誠

 出納責任者氏名
 清水

村 上 誠一郎 候補者届出政党 自 由 民 主 党

収 入 支 出 主たる寄附 人件費 0円(0円) (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 家屋費 76,680 (0) 0円 選挙事務所費 76,680 (0) 集合会場費 0 (0) 0 (0) 通信費 交通費 0 (0) 印刷費 0 (0) 広告費 0 (0) 文具費 0 (0) 食糧費 0 (0) 0件 その他の寄附 0 休泊費 0 (0) その他の収入 0 雑費 0 (0) 今 回 計 0 今 回 計 76 680 (0) 総 計 000, 000, 8 総 8 ,484 ,102 ( 0 ) 計

項 目 金 額 選挙運動用通常葉書の作成 262 500円 ビラの作成 462,700円 支出のうち公費負担相当額 ポスターの作成 1 ,139 ,788円 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 320 328円 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 202,192円 個人演説会の立札及び看板の類の作成 193 ,105円 計 2 580 613円

報告書受理年月日 平成27年4月20日 第 4 回 報 告 分

 候補者氏名
 横山博幸
 候補者届出政党
 維新の党

 出納責任者氏名
 倉本恭子

(株補者居出政党 維新の党 期間 平成26年12月30日から 平成27年3月26日まで 第2回分

収入 支出

主たる寄附

 (氏名・団体名)
 (職業)
 (寄附額)
 家屋費
 336 A50 (0)

 0円
 選挙事務所費
 336 A50 (0)

0円(0円)

1/2/2/ 1 2/3 0 11	23 777		712703 3
		集合会場費	0 (0)
		通信費	0 (0)
		交通費	0 (0)
		印刷費	47,300 (0)
		広告費	107 ,120 ( 0 )
		文具費	0 (0)
		食糧費	0 (0)
その他の寄附	0件 0	休泊費	0 (0)
その他の収入	0	雑費	0 (0)
今 回 計	0	今 回 計	490 870 (0)
総計	5 ,900 ,000	総計	4 939 439 ( 0 )

	項目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262 ,500円
	ビラの作成	462 ,700円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	747 ,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320 ,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202 ,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1 ,995 ,220円

報告書受理年月日	平成27年 3 月28日	第2回報告分	

# 労働委員会告示

# ○愛媛県労働委員会告示第4号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。 平成27年9月8日

愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

## 愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
山下泰史	愛媛県労働委員会会長 弁護士	34~42期	平成27年8月31日
大野圭介	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42期	"
村田毅之	愛媛県労働委員会委員 松山大学法学部教授	35期 39期~42期	"
横本恭弘	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	42期	"
小田敬美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	42期	"
砂田篤志	愛媛県労働委員会委員 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40~42期	"

若 宮 強	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	40~42期	"
筒 井 克 巳	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・UAゼンセン愛媛県支部長	41~42期	"
杉本宗之	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	41~42期	"
菊 池 順 子	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛女性委員会副委員長	42期	"
仙波誉子	愛媛県労働委員会委員 株式会社岩本商会代表取締役社長	37~42期	"
黒田周子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38~42期	"
伊勢家勝正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40~42期	"
今 井 基 博	愛媛県労働委員会委員 住友共同電力株式会社取締役	38・42期	"
大 西 宏 昭	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	42期	11
大 西 章 博	愛媛県労働委員会事務局長		平成26年4月1日
八塚洋	愛媛県労働委員会事務局次長		平成27年4月1日
谷 本 克 彦	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成25年4月1日

平成27年9月8日 発行 851